

本件事故当時、伊達市の不動産を賃貸していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目：営業損害（申立人と申立外Aとの間で締結されていた福島県伊達市〇〇所在の賃貸物件に関する営業損害）

期間：平成23年3月11日から平成23年8月31日まで

2 被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金10万円の支払い義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月28日

（仲介委員長 榎本恭博、仲介委員 水野賢一、同 小林哲也）